

## 特定任期付職員の募集について

内閣サイバーセキュリティセンターでは、政府機関及び独立行政法人等のサイバーセキュリティに関する監査、政府機関等のサイバーセキュリティ対策に係る調査分析・対策の普及促進等の政府機関総合対策グループにおける業務に従事していただくため、特定任期付職員を募集します。

### 1. 応募資格

以下の全ての要件を満たす者

- 大学卒業以上の学歴を有すること。
  - 情報システムの企画、開発または運用に関する実務経験（概ね5年以上）を有している者。
  - 情報システムのシステム監査またはセキュリティ監査に関する実務経験（概ね10年以上）を有している者。
  - CISSP、CISA、CAIS又は情報処理技術者試験（高度試験）の資格を有している者（これらと同程度以上のIT・セキュリティに関する資格を有している者、これらと同等の能力を有していると認められる者を含む。）。なお、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」やISO/IEC27000シリーズ規格など情報セキュリティマネジメントに関する基準に従事した実務経験を有している者が望ましい。
  - 当該採用期間にわたり、継続して勤務が可能なこと。
  - 日本国籍を有し、外国籍を有しないこと。
- ※ なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。
- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
    - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
    - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 2. 採用予定人数

1名

### 3. 採用予定期間

令和4年7月から1～5年間（職務の状況によっては任期更新もあり得ます）  
※ 採用日は、別途調整可能です。

### 4. 待遇等

#### (1) 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」により、任期付の國家公務員として採用します。給与は、これまでの経歴等を考慮の上決定します。

採用後は、サイバーセキュリティ監査官として勤務していただきます。

#### (2) 勤務時間・休暇等

勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、休日を除く。）

休 暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇

### 5. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：1次面接（1次選考の結果、2次選考を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を連絡します）

3次選考：2次面接（2次選考の結果、3次選考を行うこととなった方のみ、3次選考の日時・場所等を連絡します）

### 6. 応募方法

次の書類を応募期限までに、下記の提出先までお送りください（必着）。  
書類審査の結果については、令和4年5月10日（火）までに合格者に対し連絡します。（この日までに連絡がない場合には、書類審査の結果が不合格となりますので、ご了承ください）

なお、1次面接及び2次面接の具体的な日時については、書類審査及び1次面接合格の連絡の際にご案内いたします。

※ 応募書類の提出に応じ、応募期限前であっても随時選考を行います。

#### (1) 提出書類

① 履歴書（写真貼付のこと、様式自由）

IT・セキュリティに関する資格を有する場合には、その証書の写しを添付

② 戸籍謄本1通（発行日から3ヶ月以内のもの）

- ③ 業績リスト
- ④ 研究成果、執筆論文等がある場合は、その写し（最近のもの3点以内）

## （2）その他

- ① 書類提出の際には、封筒の表に「特定任期付職員応募」と朱書きしてください。
- ② 戸籍謄本は、受験者の外国籍の有無を確認するために提出を求めるものです。
- ③ 提出いただいた応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類に記載されている個人情報は、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。

## （3）応募期限

令和4年4月28日（木）必着

## （4）提出先及び問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12

内閣サイバーセキュリティセンター（担当：鷹栖）

電話（03）5253-2111代 内線83887

## 7. 備考

- （1）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先を退職していただく必要があります（休職は不可）。
- （2）採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。
- （3）面接に伴う交通費等の経費は自己負担となります。